

立命館大学OIC総合研究機構 IoT セキュリティ研究センター
IoT セキュリティ研究コンソーシアム規約

第 1 条 (名称)

立命館大学OIC総合研究機構 IoT セキュリティ研究センター（以下「研究センター」という。）に、IoT セキュリティ研究コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）をおく。

第 2 条 (目的)

コンソーシアムは、研究センター研究員および会員が相互に交流や研究開発情報の交換を行うことにより、総合的な IoT セキュリティ研究の推進と産業の発展のための研究拠点を構築することを目的とする。

第 3 条 (事業)

コンソーシアムは、次の事業を行う。

- (1) 会員制研究会の実施
- (2) 講演会、セミナーの開催
- (3) 研究センター研究員と会員との交流
- (4) その他コンソーシアムの目的達成に必要な事業

第 4 条 (運営)

第 3 条各号のコンソーシアムの事業は、研究センターが運営し、事業に関する具体案を策定するため IoT セキュリティ研究コンソーシアム運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2. IoT セキュリティ研究センター長（以下「センター長」という。）は、研究センター研究員の中から運営委員会の構成員である運営委員を選出することができる。

3. センター長は、法人会員から運営委員会の構成員である運営委員を選出することができる。

4. 運営委員長は、センター長が務める。

第 5 条 (入会)

コンソーシアムに入会するときは、本規約を遵守する旨の誓約書および所定の入会申込書をセンター長に提出し、第 8 条第 1 項に定める年会費を納入しなければならない。

2. センター長は、入会の申込を行った者に対し、運営委員会の議を経て、これを認める。

第6条（会員）

コンソーシアムの会員は、次のとおりとする。

- （1） 法人会員
- （2） 個人会員
- （3） 賛助会員

2. 会員は、コンソーシアムのすべての事業に優先的に参加する権利を有する。

第7条（退会）

会員が退会するときは、その旨を書面にてセンター長に届け出なければならない。

2. 会員が次の各号の一に該当するものは、運営委員会の議を経て退会させることができる。
 - （1） 年度末までに会費の納入を行わなかったとき
 - （2） その他コンソーシアムの目的に反する行為があったとき

第8条（会計）

会員の年会費は、以下のとおりとする。

- （1） 法人会員：1 法人あたり 100,000 円（対象：民間企業・営利団体）
- （2） 個人会員：1 人あたり 10,000 円（対象：コンソーシアムの目的に賛同する個人）
- （3） 賛助会員：無料（対象：行政機関・非営利団体・その他公益を目的とする法人等および立命館大学院生）

2. 年会費は、コンソーシアムが企画する事業のための経費として使用する。
3. 既納の会費は、如何なる理由があってもこれを返還しない。
4. コンソーシアム会計および事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 ケ年を単位とする。
5. 会計年度に係る決算終了後、運営委員会に決算報告を行う。

第9条（秘密保持義務）

会員は、コンソーシアムの事業に関連して他の会員から開示を受けた情報であって次の各号の一に該当するもの（以下「秘密情報」という。）を、開示当事者の事前の承諾を得ることなく他のコンソーシアム会員以外の第三者に開示もしくは漏えいしてはならず、またはコンソーシアムの事業を行う目的以外で使用してはならない。

- （1） 秘密である旨が明示された技術情報、図面、その他関係資料等の有体物により開示される情報

- (2) 秘密である旨を告知したうえで口頭または視覚的に開示される情報であつて、かかる開示の日から30日以内に当該情報の内容を書面にし、かつ、当該書面において秘密である旨を明示して提供されたもの

2. 前項にかかわらず、次の各号の一に該当することを証明できる情報については、秘密情報として取り扱わないものとする。

- (1) 開示のときに、既に公知であつた情報、または既に自己が保有していた情報
- (2) 開示を受けた後に、自己の責によらず、公知となった情報
- (3) 秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
- (4) 開示を受けた秘密情報によることなく独自に開発した情報

第10条（発明等）

コンソーシアムの事業に関連して、会員（法人会員である法人に所属する者を含む。以下本条において同じ。）が特許の対象となる発明、実用新案の対象となる考案、意匠の対象となる創作（以下「発明等」という。）をなしたときは、遅滞なくその旨を運営委員会に通知しなければならない。

第11条（発明等の扱い）

コンソーシアムの事業に関連して会員が単独で発明等をなしたときは、当該発明等について特許を受ける権利、実用新案権、意匠権およびノウハウ（以下「特許権等」という。）は、当該会員において単独に帰属するものとし、単独で出願することができる。

2. コンソーシアムの事業に関連して会員が他の会員と共同で発明等をなしたときは、当該発明等についての特許権等は、当該会員において共有とし、当事者間で別途共同出願契約を締結のうえ共同で出願することができる。出願等に係る費用は当該会員が負担するものとする。

3. コンソーシアムの事業に関連して会員が単独で創作をなしたコンピュータプログラムまたはデータベースの著作物の著作権は、当該創作をなした当該会員において単独に帰属する。

4. コンソーシアムの事業に関連して会員が共同で創作をなしたコンピュータプログラムまたはデータベースの著作物の著作権は、当該創作をなした当該会員において共有とする。

5. コンソーシアム会員は、当該特許権等及び当該著作物を教育、研究の目的で自由に無償にて利用できるものとする。

6. コンソーシアム会員は、自己が保有する本条第1項から第4項に規定する特許権等または著作物について、他のコンソーシアム会員から前項に規定する目的以外での実施の希望があった場合、正当な理由がない限りこれを許諾するものとする。実施の詳細な条件は、当該特許権等または著作物を保有する当事者と実施を希望する当事者との間で別途

協議のうえ定める。

第 12 条（第三者許諾）

コンソーシアム会員は、自己が単独で保有する特許権等について、独占的实施期間を除き、運営委員会へ事前の書面による通知を行い、第三者に非独占的に実施許諾することができる。

2. コンソーシアム会員は、自己が共同で保有する特許権等について、独占的实施期間を除き、他の共有者の書面による事前の承諾を得て、かつ、運営委員会へ事前の書面による通知を行い、第三者に非独占的に実施許諾することができる。

第 13 条（研究成果等）

会員は、コンソーシアムの事業に関連してセンター長から研究の成果について求めがあった場合、協力し研究成果報告書（以下「本成果物」という。）を作成し、センター長に提出する。

2. 会員から提出された本成果物の著作権は、前項に基づく本成果物の提出をもって、コンソーシアムに譲渡されるものとする。
3. 本成果物がコンピュータのプログラムまたはデータベースもしくはドキュメントの著作物に該当し、かつ、著作権の持分の全部または一部が当該会員に帰属する場合、当該会員はセンター長もしくはセンター長の指定する者に当該著作物を無償で自由に利用（複製、翻案、改変等）することを認め、当該会員はセンター長もしくはセンター長の指定する者に対して、当該著作物について著作者人格権を行使しない。
4. 会員は、本成果物を用いて研究センター研究員と事前に目的、内容、費用負担等を定め、共同研究契約、受託研究契約、技術指導契約等の研究契約を別途締結することができる。

第 14 条（ノウハウ）

技術的成果であって、ノウハウに該当するものについては、本規約の特許権等に関する規定を準用する。

第 15 条（損害賠償）

会員が本規約に違反したことにより他の会員が損害を受けた場合、当該損害を与えた会員は、損害を受けた会員に対し、直接的に被った損害を限度として損害賠償の責を負う。

第 16 条（設置期間）

コンソーシアムの設置期間は、本規約の施行日から 2030 年 3 月 31 日までとする。

第 17 条（残存効）

第 9 条の規定は、前条に定めるコンソーシアムの設置期間が満了した後も 2035 年 3 月 31 日まで有効に存続し、会員が退会した場合であっても、第 9 条の義務を免れない。

2. 第 10 条から第 13 条の規定は、該当事項が存続する限り効力を有するものとする。

第 18 条（協議）

本規約に定めのない事項または、解釈に疑義が生じた事項については、コンソーシアム内にて協議のうえ、解決をはかる。

第 19 条（改廃）

本規約の改廃は、運営委員会の議を経て、OIC総合研究機構運営委員会で行う。

附則

本規約は、2020 年 9 月 7 日から施行する。

附 則（2021年1月26日 発明等の扱いにおける特許権等および著作物についての許諾範囲の明確化に伴う一部改正）

本規約は、2021 年 2 月 26 日から施行する。

附 則（2025年 5月 20日 IoTセキュリティ研究センターの移管、設置期間の変更等に伴う一部改正）

本規約は、2025年 5月 20日から施行する。